

1 参議院からの検査要請の内容

(1) 検査の対象

外務省

(2) 検査の内容

在外公館に係る会計経理に関する次の各事項

- ① 会計事務の体制の状況
- ② 資金の受入、保管等の状況
- ③ 収入及び支出に係る会計処理の状況
- ④ 施設及び物品の管理等の状況
- ⑤ 監査の実施状況

2 在外公館の概要

(1) 在外公館の設置数

外務省は、外務省設置法（平成11年法律第94号）に基づき、外国において同省の所掌事務を行うため、在外公館を設置している。在外公館には、大使館（140公館）、総領事館（64公館）及び政府代表部（7公館）計211公館がある（平成21年度末現在）。

(2) 在外公館の組織

在外公館の組織は、通常、政務班、経済班、領事・査証班、広報文化班、官房班等に分かれている。このうち、官房班は、会計（庶務を含む。）及び通信を担当しており、会計担当者及び通信担当者が互いに正副の担当者になってそれぞれの事務を兼務している。官房班による事務の体制（官房班体制）は、比較的規模の小さな在外公館で採用されている。一方、比較的規模の大きな在外公館の多くでは、会計班及び通信班がそれぞれ独立して事務を行っている。

3 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

会計検査院は、在外公館に係る会計経理について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、①会計事務の体制は適正かつ適切なものとなっていて有効に機能しているか、②前渡資金等の資金の受入れや保管等は適正かつ経済的に行われているか、③収入及び支出に係る会計処理は適正かつ経済的に行われているか、④施

設は適正かつ経済的に管理されているか、物品の利用、保管等は適切か、⑤在外公館の監査は計画的かつ効率的に行われて実質的な効果を上げているかなどに着眼して検査を実施した。

(2) 検査の対象及び方法

会計検査院は、外務本省及び在インド日本国大使館等計51公館を対象として、在庁して外務省から提出された書類による書面検査を行うとともに、外務本省及び上記の各在外公館において、合計530人日を要して会計実地検査を行った。

検査の結果

(1) 会計事務の体制の状況

ア 館長は、在外公館の事務を統括する責任者として、会計経理に対する指導・監督を行うこととされている一方で、現状では、官職で指定された歳入徴収官、契約担当官等の会計機関等の事務が集中している状況である。

イ 在外公館の会計担当者は、会計機関等の補助者として広範囲の会計事務を行っているほか、その他庶務に関する事務等を行っている。そして、1公館を除きいずれも2人から4人でこれらの事務を行っている。

ウ 外務省は、在外公館の会計事務を支援するため、特定の拠点となる在外公館に会計担当者として豊富な知識と経験を有する者を会計広域担当官等として配置して、一定数の在外公館の会計担当者に出張による指導、助言等を行わせているが、この対象となる在外公館33公館のうち、20、21両年度でこれを受けていない在外公館は18公館（54.5%）となっていた。

エ 21年8月に運用を開始した新しい物品管理システムは、重要物品及び美術品を除き、物品のデータ入力作業が30公館で完了していなかった。

(2) 資金の受入、保管等の状況

ア 在外公館の前渡資金は、日本銀行から市中金融機関を通じて定期又は臨時に外国送金されている。この送金手続に係る手数料（1件当たり約2,400円）は日本銀行が負担しているが、1件当たりの送金額、資金の残額等が考慮されずに送金が頻繁に行われており、それらの中には1万円以下のものなど少額のものがあった。

イ 会計法令により、検査員は毎年3月31日及び出納官吏の交替時に帳簿金庫検査を実施することとされているが、検査員自らが手許保管現金を確認していなかった在外公館が2公館あった。

(3) 収入及び支出に係る会計処理の状況

ア 在外公館の収入は、領事手数料が多くを占めている。会計担当者は、管理している未使用の収入金領収証について、受払簿を作成するなどして適切に管理する必要がある。また、会計担当者は、収入金領収証を領事担当者に引き渡す際には収入金領収証に一連番号を付することなどとされている。しかし、これらが適切に行われていなかった在外公館が13公館あり、このうちの在パラグアイ日本国大使館において、現地職員が旅券等の交付を受けた申請者から受領した領事手数料を領得するという事態が発生した。

イ 駐車場の借上契約に当たり、自動車を通勤に利用していない職員がいるのに、そのことを考慮せずに不要な駐車場の借上契約を継続していたり、義務付けられている外務本省への申請を行わないまま、現地職員に長期間にわたり駐車場を使用させたりしている在外公館が4公館あった。

ウ 在ロシア日本国大使館は、大使公邸の電話契約について、固定電話の使用状況に応じた適切なものとするよう見直していなかったことなどのため、通話実績に比べて著しく高額な料金を支払っていた。

エ 会食については、会食決裁書に所要見込額を記載していないもの及び所要見込額を超過しているものがあつた。

(4) 施設及び物品の管理等の状況

ア 長期間利用されていない行政財産や用途廃止したが処分されないままとなっている土地、建物等の普通財産等を管理している在外公館が11公館あつた。

イ 美術品を定めている基準を上回って保有しているため一部を倉庫等に保管していたり、贈呈品を長期にわたり保有していたため贈呈に適さないものにしてきた事態があつた。また、検査した51公館のうち15公館に設置されている危機管理用テレビ会議システムは、危機管理目的での使用実績はなく、危機管理目的以外でも低調であつた。

ウ 会食等に使用するワイン等の酒類を、年間の払出本数に対して5倍以上保有している在外公館が3公館（計16,770本）、ワインカーブで保管していたものの、使用できない状態になっていたとして廃棄処分するなどしていた在外公館が4公館（計1,044本）あつた。

(5) 監査の実施状況

- ア 会計に関する査察の結果は、外務大臣に報告されているほか、査察を受けた在外公館、外務本省の関係課には通知されているが、他の在外公館にも関係する事項を取りまとめてすべての在外公館に周知することは行われていなかった。
- イ 査察で指摘した事態が改善するまでフォローアップが継続されていなかったり、指摘後の調整・検証が十分でなかったりなどしたため、査察後も事態が十分に改善されていない在外公館が6公館あった。

検査の結果に対する所見

外務省は、今回の検査結果を踏まえ、以下の点に留意することなどにより、在外公館に係る会計経理について、内部統制が十分機能するように努めるとともに、その事務処理を一層適切かつ効率的に執行するように努める必要がある。

(1) 会計事務の体制の状況

- ア 在外公館の事務を統括する責任者として、会計経理に対する指導・監督を行う館長に会計機関等の事務が集中していて、自ら実務を処理することとされていることから、在外公館の定員、職務内容の現状を踏まえて、次席職員等に会計機関等の実務を処理させることなどを含めた事務処理体制の改善により、内部統制が十分機能するよう図る。
- イ 会計担当者は会計事務等の広範な事務を処理しており、会計担当者が正副2人の在外公館の中には、会計副担当者が会計事務に従事しておらず、相互チェックが十分に機能していない事態も見受けられたことから、定期・不定期の検査等を通じて内部牽制等が十分機能するようにする。
- ウ 会計広域担当官等の出張による指導、助言等の機会を増やすとともに、指導がより効果的なものとなるようにする。また、会計事務の負担軽減等を図るため、新しい物品管理システムについては、早期にすべての物品のデータ入力を完了して、十分な活用を図る。

(2) 資金の受入、保管等の状況

- ア 在外公館の前渡資金に係る外国送金について、業務に支障が生じない範囲でまとめて行うなど、会計実地検査時の指摘により執ることとした措置を確実に実施する。
- イ 帳簿金庫検査を会計法令に基づき適切に実施する。

(3) 収入及び支出に係る会計処理の状況

ア 会計担当者は、未使用の収入金領収証を厳重に保管するとともに、受払簿を作成するなどしてその管理を徹底する。また、収入金領収証を領事担当者に引き渡す際は、必ず一連番号を付するなど適切な事務処理を徹底する。さらに、使用済みの収入金領収証の冊子が再度使用されないよう管理を徹底する。

イ 契約の実施等に当たっては、以下の点に十分留意する。

(ア) 駐車場の借上契約については、在外公館は、自動車を通勤に利用していない職員の人数を把握して必要台数を十分に検討するなど、会計実地検査時の指摘により執ることとした措置を確実に実施する。

(イ) 在ロシア日本国大使館における会計実地検査時の指摘を踏まえ、在外公館の電話契約について、固定電話の使用状況に応じた適切なものとする。

ウ 会食については、会計担当者等は、適切な会食単価を設定した上で、会食決裁書に所要見込額を記載させる。また、所要見込額を超過した場合は、その理由等を聴取して、所要額の妥当性等について確認する。

(4) 施設及び物品の管理等の状況

ア 長期間利用しておらず今後も利用の見込みのない行政財産について早期に用途廃止することを検討するとともに、用途廃止した土地、建物等の普通財産等についてはより積極的に不動産仲介業者等に処分を委託するなど、これらの国有財産等について早期処分に向けた措置を講ずる。

イ 在外公館が管理している美術品や贈呈品が過剰となっている場合は他の在外公館へ管理換する。危機管理用テレビ会議システムについては、会計実地検査時の指摘を踏まえて執ることとした利活用のための措置を確実に実施する。

ウ 在庫が過剰となっている酒類については、他の在外公館へ管理換したり、民間業者に売却したり、新規の購入を抑制したりするなど、会計実地検査時の指摘により執ることとした措置を確実に実施する。

(5) 監査の実施状況

ア 査察における会計監査については、会計実地検査時の指摘により執ることとした監査結果を取りまとめて周知するなどの監査結果を有効に活用するための措置を確実に実施する。

イ 監査結果のフォローアップを適切に行い、査察で指摘した事態を確実に改善させる。

会計検査院としては、今回の検査結果に基づく改善策が確実に実施されているかを確認するなど在外公館に係る会計経理に関し引き続き検査を実施し、取りまとめが出来次第報告することとする。